

答 申

【諮問件名】

「学校・警察連絡制度」に係る個人情報の収集及び保有個人情報の外部提供の可否について

1 審査会の結論

「学校・警察連絡制度」の協定に基づき、米子市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、鳥取県警察（以下「警察」という。）から個人情報を収集し、及び警察に対し保有個人情報を提供することについては、可と認める。

2 審査の経緯

実施機関から平成24年12月25日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

3 本件諮問の趣旨

本件諮問は、実施機関と警察による「学校・警察連絡制度」に関する協定（以下「本件協定」という。）の締結に係るものであり、その趣旨は次のとおりである。

近年、少年非行が凶悪化、低年齢化していることに加え、学校では深刻ないじめ行為や連れ去り事件に発展する声掛け行為等児童・生徒が犯罪の被害者になる事件が多発している。本件協定の目的は、実施機関と警察が連携を一層強化し、米子市立の小・中・養護学校の児童・生徒（以下単に「児童・生徒」という。）に係る非行の再発防止や犯罪被害発生未然防止を図ることにより、児童・生徒の健全育成を目指すものである。本件協定の締結により、実施機関は、警察から児童・生徒の非行等問題行動に関する情報提供を受け、早期の再非行防止対策や立ち直り支援を進めるとともに、それらの問題行動による他の児童・生徒等の被害を防止することが可能になる。また、実施機関が警察に対し、児童・生徒の校内における非行等問題行動に関する情報や児童・生徒が犯罪の被害者となる可能性のある事案に関する情報を提供することで、実施機関と警察が連携して児童・生徒の安全確保及び犯罪の未然防止を図ることが可能になる。

ただし、本件協定に基づき実施機関が警察から提供を受け、又は警察に対し提供する情報には、児童・生徒に係る個人情報が含まれる。

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2項において、実施機関が個人情報を収集するときは、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る警察からの個人情報の収集(以下「本件個人情報収集」という。)については、同項第1号から第5号までには該当しないため、同項第6号に該当し得るような公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件個人情報収集により実施機関が得る個人情報は、児童・生徒の非行等問題行動に関する情報であり、逮捕事案や不拘束事案に係るものも含まれる。これは、条例第7条第3項において原則として実施機関は収集してはならないとされている社会的差別の原因となるおそれのある個人情報(以下「センシティブ情報」という。)に該当する。同項における例外として実施機関がセンシティブ情報を収集することができるのは、同項第1号及び第2号に掲げられている場合のみであるが、本件個人情報収集については、同項第1号には該当しないため、同項第2号に該当し得るような個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠なものと認められるかどうか問題となる。

さらに、条例第8条第1項において、実施機関は原則として、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならないとされており、その例外となる場合について、同項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る警察に対する個人情報の提供(以下「本件外部提供」という。)については、同項第1号から第5号までには該当しないため、同項第6号に該当し得るような公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

以上の理由から、条例第7条第2項第6号及び同条第3項第2号並びに条例第8条第1項第6号の規定に基づき、実施機関は当審査会の意見を求めるものである。

4 当審査会の判断

当審査会の基本的な考え方

本件協定は、児童・生徒の健全育成を目的としたものである。児童・生徒の健全育成を図るためには、学校、家庭、関係機関の連携と、そのための情報の共有が必要であることは、当審査会としても認めるところである。

しかしながら、本件協定の締結により実施機関、警察相互に提供するこ

ととなる個人情報、児童・生徒の非行等問題行動に関する情報であり、本人の権利利益と密接に関わるものである。また、社会一般においては、ある個人について「警察から連絡があった」又は「警察に連絡された」といった情報そのものが、それを知った周囲の者に偏見や差別をもたらしやすい性質の情報であると考えられる。

したがって、実施機関が本件協定に基づきこのような情報を取り扱う場合は、それが児童・生徒の健全育成という目的を達成するために必要かつ不可欠なものであると認められるときに限られるべきであり、本件個人情報収集及び本件外部提供により児童・生徒の権利利益が侵害されないよう、慎重かつ適切な対応をとらなければならない。

本件個人情報収集の公益性・必要性

本件個人情報収集を行うことは、本人の同意を得ずに本人以外の者から個人情報を収集することに当たる。条例第7条第2項は、実施機関が本人以外の者から個人情報を収集することを原則として禁止する規定であり、その例外のひとつとして、同項第6号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて公益上の必要その他相当な理由があると認める場合が掲げられている。

本件個人情報収集の対象となる個人情報は、次に掲げる事案に係る児童・生徒の個人情報であり、具体的には、当該児童・生徒の学年、氏名、生年月日、住所、当該事案の概要、その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項である。

ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案

イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案

ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が、学生証その他の書面による確認、保護者への確認等の方法により確実に証明できたものうち、次の事由により学校との連携を必要と認める事案

(ア) 保護者への指導を行ったにも関わらず、不良行為を繰り返す場合

(イ) 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合

非行等問題行動を起こした児童・生徒の再非行を防止し立ち直りを支援するためには、学校、家庭、関係機関の連携が必要であり、そのための情報の共有は不可欠である。本件個人情報収集を行うことにより、実施機関と警察が連携して早期に対策を講じ、児童・生徒の再非行防止又はそれらの問題行動による他の児童・生徒等の被害防止を図ることが可能となると考えられる。よって、児童・生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

次に、本件個人情報収集により収集される個人情報は、児童・生徒の犯罪等に係る情報であり、条例第7条第3項により実施機関が原則として収集することを禁止されているセンシティブ情報に当たる。実施機関がセンシティブ情報を収集することができる同項における例外のひとつとして、同項第2号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要かつ不可欠であると認める場合が掲げられている。

本件個人情報収集は、当該児童・生徒の立ち直り支援を行うために役立てられるものであり、さらには当該児童・生徒の問題行動による他の児童・生徒等の被害の未然防止にもつながるものであることから、十分な必要性が認められるものである。

なお、実施機関において当該児童・生徒に対し一方的に不利益な措置が行われることがないよう、本件協定に係る協定書(案)において、当該児童・生徒の処遇について、本件協定の目的を踏まえ、真に教育的な効果を持った適切な措置を講じることとされている。また、本件協定に係る実施要領(案)においては、学校において当該児童・生徒に対する指導等を行う場合には、警察から収集した情報のみによることなく、当該児童・生徒等から事実関係を直接聴取して弁明の機会を与え、反省の状況を観察する等、総合的に検討及び判断を行うこととされている。

以上の措置が適切に行われることが前提であるので、本件個人情報収集はセンシティブ情報を本人以外から収集するものではあるが、個人の権利利益が侵害されるおそれは低く、児童・生徒の健全育成における公益性並びに必要性が認められると判断するものである。

本件外部提供の公益性

本件外部提供を行うことは、本人の同意を得ずに実施機関以外の者へ保有個人情報を提供することに当たる。条例第8条第1項は、実施機関が保有個人情報を当初の目的以外の目的で利用したり実施機関以外の者へ提供したりすることを原則として禁止する規定であり、その例外のひとつとして、同項第6号に、実施機関が当審査会の意見を聴いて公益上の必要その他相当な理由があると認める場合が掲げられている。

本件外部提供の対象となる個人情報は、次に掲げる事案に係る児童・生徒の個人情報であり、具体的には、当該児童・生徒の学年、氏名、生年月日、住所、当該事案の概要、その他児童生徒の健全な育成のために必要と認める事項である。

ア 児童・生徒の非行等問題行動及びこれらによる児童・生徒等の被害を防止するため、米子市立の小・中・養護学校の校長(以下単に「校長」

という。)が鳥取県警察の警察署(以下単に「警察署」という。)との連携を必要と認める事案(校内における暴行事案、薬物事案、集団非行事案等)

イ 児童・生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案(児童・生徒が犯罪の被害者となる可能性のあるいじめ行為、わいせつ行為、声掛け行為等)

ウ その他校長が警察署との連携を必要と認める事案

上記で述べたとおり、非行等問題行動を起こした児童・生徒の再非行を防止し立ち直りを支援するためには、学校、家庭、関係機関の連携が必要であり、そのための情報の共有は不可欠である。さらに、近年、児童・生徒を取り巻く環境が変化し、少年が犯罪加害者あるいは犯罪被害者になる事件が後を絶たず、携帯電話の普及等に伴うインターネット機能を使用したいじめ行為等実施機関のみでは解決が困難な問題も生じている。このように児童・生徒をめぐる問題が深刻化する中、本件外部提供を行うことにより、実施機関と警察が連携して迅速かつ効果的な対策を講じ、児童・生徒の再非行防止、児童・生徒等の安全確保又は犯罪の未然防止を図ることが可能となると考えられる。よって、児童・生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

ところで、前述したとおり、本件外部提供の対象となる事案は校長が警察署との連携を必要と認めたものに限られる。この点について、実施機関は、学校における問題については教育上の配慮等の観点から教育現場における対応を尊重すべきであること、また、それぞれの事案によって、その背景、問題行動の程度、事案に係る児童・生徒の性格、学校の指導状況、他の児童・生徒への影響の程度等が異なることから、画一的な基準を設けることは適当でないため、校長がそれぞれの事案ごとにそれらを総合的に検討し判断することとしたものであると説明する。

本件外部提供が最終的には校長の裁量的判断で行われ得ることは、児童・生徒の権利利益と密接に関わる個人情報が必要以上に警察に提供されるのではないかという懸念を招く可能性も否定できない。しかしながら、本件協定の目的が児童の健全育成であり、学校における児童・生徒に対する指導・支援は常に様々な状況に応じて行われるものであることを踏まえれば、上記の実施機関の説明は一定の合理性があると当審査会は考える。

本件個人情報収集及び本件外部提供に係る個人情報の保護と利用の原則

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要であ

る。そのためには、個人情報の収集が適法かつ公正な手段によって行われ、個人情報の外部提供が慎重になされることのみならず、個人情報の収集又は外部提供について、その目的を本人に説明する等適切な運用に努めることが必要であり、収集した個人情報又は外部提供された個人情報について、その保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

本件個人情報収集及び本件外部提供の対象となるのは、児童・生徒に係る個人情報である。また、本件協定の目的である児童・生徒の健全育成を図るためには、学校及び警察のみならず家庭との連携が必要である。したがって、本件協定の締結に当たっては、児童・生徒の保護者に対し本件協定の趣旨を説明し、本件個人情報収集及び本件外部提供に対する理解を得ることは不可欠である。この点について、実施機関は、本件協定の締結後に保護者に対し本件協定に係るリーフレットを配布し周知することとしている。

また、本件個人情報収集及び本件外部提供により実施機関、警察相互に提供する個人情報の保管・管理及び利用については、本件協定に係る協定書(案)及び実施要領(案)並びに実施機関の説明によれば次のとおりである。

実施機関、警察相互に情報提供を行うに当たっては、それぞれにおいて指定された連絡責任者及び連絡担当者が電話又は面接により行い、当該個人情報はそれぞれの連絡責任者が一元管理する。具体的には、実施機関においては、当該個人情報に関する文書又は電磁的記録を作成し、前者については記録簿を作成するとともに簿冊管理リストに登録し、施錠できる金庫等に保管し、後者については各学校の職員専用の共有フォルダ内に保存し、パスワードを用いてアクセスを制限する。なお、当該文書又は電磁的記録の保存期間は5年とする。警察においては、当該個人情報に関する文書を作成し、施錠のできるキャビネット等に保管する。なお、当該文書の保存期間は、当該個人情報に係る事案が解決・解消するまでの間とする。また、実施機関及び警察が当該個人情報を取り扱うに当たっては、条例及び法令を踏まえ、その秘密を保持することとされており、児童・生徒の健全育成を図るという目的を逸脱した取扱いをすることは禁止されている。

以上のことから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、かつ、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められるため、本件個人情報収集及び本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

結論

上記のとおり、本件協定に基づき実施機関が児童・生徒に係る個人情

報を警察から収集し、又は警察に対し提供することにより、実施機関と警察が連携して対策を講じ、児童・生徒の再非行防止、児童・生徒等の安全確保又は犯罪の未然防止を図ることができ、それにより児童・生徒の健全育成に資することが期待されることから、本件個人情報収集及び本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、いわゆるセンシティブ情報に該当するものであるが、児童・生徒の健全育成という上記の目的を達成するためには必要かつ不可欠なものである。

さらに、収集した個人情報又は外部提供された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められるため、本件個人情報収集及び本件外部提供により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

よって、当審査会は、本件個人情報収集及び本件外部提供について、冒頭の審査会の結論のとおり可と認める。

5 付言

本件協定の締結により実施機関、警察相互に提供することとなる個人情報が児童・生徒の権利利益と密接に関わるものであることから、当審査会は次のとおり付言する。

本件個人情報収集及び本件外部提供に係る個人情報の管理については、本件協定に基づき適正に行われて然るべきであるが、本件協定の目的が児童・生徒の健全育成にあることを念頭におきつつ、常に慎重かつ適切な取扱いを徹底するよう重ねて要望する。

なお、実施機関においては、情報提供を受ける警察に対し、個人情報の保護は個人の権利利益の保護であるという原則を踏まえ、本件協定に基づいた適正な個人情報の取扱いが徹底されるよう、重ねて要請されたい。

本件外部提供を行うに当たっては、児童・生徒の健全育成という本件協定の目的を逸脱することのないよう、慎重かつ厳格に対処されたい。

本件協定により取り扱う個人情報に、非行等問題行動又は犯罪により被害を受けた児童・生徒等に関するものが含まれる場合は、そのような被害に関する情報は本人の心情を傷つけ、社会的差別の原因にもなり得ることから、特にその取り扱いについて注意を払うよう要望する。

本件協定の運用状況について適切な時期に検証を行い、その結果に基づいて、本件協定の目的に照らし必要な措置を講じるよう要望する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年12月25日	・実施機関から審査会に対して諮問
平成24年12月28日 (本件に係る審査会第1回目)	・実施機関による諮問内容に係る口頭説明 ・審議
平成25年1月25日 (本件に係る審査会第2回目)	・審議
平成25年2月21日 (本件に係る審査会第3回目)	・答申案の検討
平成25年3月22日 (本件に係る審査会第4回目)	・答申案の検討 ・答申の決定